

一般財団法人全国商工会議所共済会 賛助会員規則

昭和56年4月1日制定

改正

平成24年3月14日

平成25年4月 1日

第1条 本規則は、一般財団法人全国商工会議所共済会（以下「共済会」という。）の事業実施にあたって継続かつ安定を期するとともに、公正に行なうために、これを定める。

第2条 共済会は、共済会の趣旨に賛同し、所定の様式による賛助会員加入申込書を提出した者を、賛助会員にすることができる。

2. 賛助会員になろうとする者が、公序良俗に反すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、加入の申し込みを受け付けないものとする。
3. 共済会は、賛助会員となった者に対して、賛助会員証を交付するものとする。

第3条 共済会は、事業を行うにあたって、賛助会員に事業の一部を委託することができる。

第4条 共済会は、事業の円滑化を図るため、賛助会員相互間との情報交換会を必要に応じて開催するものとする。

第5条 賛助会員は、4月1日から3月31日までの登録とする。ただし、賛助会員から退会の申出がないときは、さらに、1年間登録を延長するものとし、その後も同様とする。

第6条 賛助会費は、年額1口10万円とする。

2. 納入済の賛助会費は、如何なる理由があっても、これを返還しない。

付 則

本規則は、昭和56年4月1日から実施する。

付 則

本規則は、平成24年3月14日から実施する。

付 則

本規則は、平成25年4月1日から実施する。